

# 5月31日は世界禁煙デーです!!

## 「世界禁煙デー」は、 世界保健機構(WHO)が 定めた禁煙の日です。



日本では、世界禁煙デーである5月31日から6月6日までの1週間を「禁煙週間」と定め、毎年禁煙及び受動喫煙防止についての普及啓発を行っています。

### 日本の成人喫煙率は?

平成24年の厚生労働省国民健康栄養調査では、日本人の20歳以上の喫煙率は20.7%でした。

男性の喫煙率は34.1%で、前年の32.4%と比べやや増えており、女性の喫煙率は9.0%で、平成元年からほぼ横ばいで推移しています。

また、年代別にみると、男性は30〜40歳代、女性は20〜50歳代において高い喫煙率となっています。



### 上三川町の喫煙率は?

平成22年に上三川町が実施した町民意識調査によると、男性の成人喫煙率が60.4%、女性が14.1%であり、総計では34.6%と国に比べてはるかに多い現状にあります。

年代別にみると、男性では30歳代から60歳代において60%以上と多く、女性では20歳代及び30歳代において20%を超えています。

また、妊娠届出時アンケートによると、平成24年度の妊婦喫煙率は4.2%であり、前年度と比べて1ポイント多くなっています。

### タバコによる体への影響は?

タバコは肺がんだけでなく、ほとんど全てのがんに関係している他、心筋梗塞、脳卒中などの生活習慣病の原因にもなっています。さらには、口内炎、骨粗しょう症、認知症の発症にも影響します。

また、妊娠中の喫煙は、喫煙しない場合に比べて低体重児が生まれる頻度が約2倍高く、早産、自然流産等の危険性も高まります。

### タバコを吸わない人にも…

タバコの煙による健康への悪影響は、喫煙者本人にとどまりません。喫煙者の周りにいる人が煙を吸い込むことを「受動喫煙」と言います。喫煙者が吸い込む煙に比べて、有害物質の含有量ははるかに多いことが分かっています。例えば、「ニコチン」は2.8倍、一酸化炭素は4.7倍多く含まれています。

夫が1日20本以上吸う場合、妻の肺がんによる死亡率は、夫が非喫煙者の場合と比べ、1.9倍になります!

↓喫煙者は、受動喫煙の害や影響について考える必要があります。

### 禁煙を考えている方へ

「タバコをやめたくてもやめられない…」喫煙者の多くはこのような悩みを抱えています。それは、自分の意思だけでなく、「ニコチン依存」と「習慣依存」という2つの依存症が関係しているからです。喫煙は、治療の対象となる依存症という病気であり、条件を満たせば保険適用となります。自分の意思だけで禁煙するのがなかなか難しい場合は、医療機関で専門家のサポートを受けながら禁煙するのも一つの方法です。町の保健師も相談に応じます。

### ▼問い合わせ先

健康課 成人健康係

☎(56) 9133

# 消費生活センターにご相談ください

## 消費・豆知識 ⑫

### ○ワンクリック詐欺

パソコンで無料とあったアダルトサイトにアクセスし、サンプル画像をクリックした途端、突然登録料として10万円を請求されたが、支払わなければならないか、という相談が寄せられています。

他にも古いサイトやバナー広告から突然アダルトサイトに誘導されて請求を受けるという事例もあります。インターネット上の契約はミスが生じやすく、意図しない契約がな



される危険があります。このためインターネット上の取引の適正化を図る「電子消費者契約法」では、電子契約の申込み時に、利用規約が分かりやすく表示されていない場合や、申込みの確認画面などが無い場合の契約は無効としています。従って事例のように登録意思を再確認させることなく、一方的に登録させた場合は、契約無効が主張できるので支払い義務はありません。また、慌ててサイトに連絡をしようとかえってしつこい請求を受けかねません。

詳しくは上三川町消費生活センターにお問い合わせください。

#### ▼相談日時

月～金(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、

午後1時から4時

#### ▼相談連絡先

上三川町消費生活センター

☎(56) 9153

### 平成25年度 個人情報保護制度実施状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報の取扱いに関する基本的なルールを定めるとともに、町民の皆さんが自己の個人情報について、開示、訂正等を請求する権利を保障する制度です。

上三川町個人情報保護条例に基づく平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)の開示等請求は次のとおりです。

- ①個人情報取扱事務登録件数 479件
- ②個人情報開示請求の状況

開示請求件数	決定内容				不服申立て
	開示	部分開示	不開示	不存在	
11	8	2	0	1	0

※開示請求は、すべて町長部局です。

- ③訂正・削除・目的外利用及び外部提供の中止の請求件数 0件
- ④個人情報に関する苦情の申出件数 0件

### 平成25年度 情報公開実施状況

情報公開制度は、町民の皆さんが町の保有する情報(公文書)の公開を請求する権利を保障し、町の機関に対して、条例上非公開と定められている場合を除き、情報を公開することを義務付ける制度です。

上三川町情報公開条例に基づく平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)の請求内容等は次のとおりです。

請求件数	決定内容				不服申立て
	公開	部分公開	非公開	不存在	
35	30	8	2	0	0

※請求は、町長部局23件、教育委員会4件、選挙管理委員会1件、農業委員会1件、水道事業5件、議会1件です。  
※決定件数の合計が請求件数と一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定をしたものがあるためです。

▶問い合わせ先＝総務課 自治行政係 ☎(56) 9116